

2017年1月18日

商品類型 No.123 「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.13」の
部分的な改定について
～C-2 畳～

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

No.123「建築製品」の認定基準では対象として稲わら畳床があるが、エコマークの表示において、再生材料と稲わらが同じと識別しにくく消費者が混乱する、表示がし難い等の指摘が複数の事業者から寄せられているため、表示の選択肢を拡げることとした。

2. 改定箇所（追記部分下線）

5. 商品区分、表示など

- (2) マークの下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「再生材料を使用・〇〇%」もしくは「再生材料を使用・〇〇%以上」、二段目に「再生材料の名称（表1のとおりとし、複数の場合、多い順に上位2種まで）」と記載すること。〇〇%は製品全体に占める再生材料の数値を記載すること（小数点以下は切り捨てとする。同一商品区分内で再生材料の配合率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること）。なお、〇〇%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

再生材料として稲わらのみを使用する場合には、「稲わらの使用〇〇%」もしくは「稲わらの使用〇〇%以上」と一段で表記することも可とする。

（略）



3. 改定日： 2017年2月1日

以上